

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	重油移送ポンプ入口ストレーナ(B)において、詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	
2	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置(ACH-9B)において、コンプレッサの吸込圧力が低いことが認められたため、冷媒ガスを補充	
3	1号機	タービン建屋換気空調系の外気取入口において、異物混入防止用金網に腐食が認められたため、金網を修理	
4	1号機	補助海水ポンプ(C)において、グランドリーク量の増加が認められたため、グランド部を点検・調整	
5	1号機	サービス建屋2階廊下上部の食堂排気ファン付近において、ダクトに亀裂が発見されたため、当該ダクトを修理	
6	2号機	原子炉建屋換気空調系の外気取入口において、異物混入防止用金網に腐食が認められたため、金網を修理	
7	2号機	所内ボイラ(B)燃料差圧調整弁において、本体フランジ及び上部キャップ隙間より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
8	2号機	開閉所(O-82)OFケーブル圧力油槽の警報装置盤において、制御電源用のヒューズ切れが認められたため、点検及びヒューズを交換	
9	2号機	タービン補機冷却水ポンプエリアの空調機(HVH2-26)において、フィルタの詰まりが認められたため、フィルタを交換	
10	4号機	搬出物品(カゴ台車)測定時、許容値超えが認められたため、当該物品を回収	
11	4号機	主発電機密封装置の密封油真空ポンプ(B)運転時、トリップ事象が認められたため、原因を調査	
12	5号機	屋外トレンチサンプポンプ(A)点検時、ベアリングブッシュ内径-シャフト外径間及びカップリング内径-シャフト外径間の間隙値に許容値超えが認められたため、当該部品を交換	
13	5号機	補給水系制御棒駆動水圧ユニット給水元弁(RM-V-79-555V)において、開度指示プレートに変形が認められたため、指示プレートを修理	
14	5号機	補給水系屋外復水貯蔵タンク水位調整弁前弁(RM-V-79-450)において、弁棒及びカバーに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
15	5号機	原子炉建屋4階のスチームファンネルに接続しているHVW冷却水ドレン配管中間ファンネルにおいて、覗き窓に汚れが認められたため、覗き窓を清掃	
16	6号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置の冷却水タンクレベルスイッチ(LS-P61-032)校正時、接断差に精度外が認められたため、当該レベルスイッチを点	
17	6号機	タービン建屋換気系2階移送排風機(E6-13B)において、カップリング側軸受より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	
18	6号機	復水貯蔵タンク廻りの純水補給弁(RM-7-18V8)及び復水補給弁(RM-7-18V2)において、駆動部及び指示部分に腐食が認められたため、当該部	
19	6号機	残留熱除去海水ポンプ(B)の吐出配管ダクト入口部において、ダクトへの異物混入防止カバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで